

中島幼稚園利用者負担額（保育料）無料化について

中島村教育委員会学校教育課

中島村では、幼稚園等を利用している保護者の負担を軽減することにより、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進することを目的に、平成27年度より「教育給付に係る利用者負担額等の無料化（減免）事業」を実施しています。

1. 対象

- (1) 保護者及び入所する子どもが住民基本台帳法の規定により中島村に記録され、日常生活の実態がある子どもであること。

〈例〉 住所のみ中島村にあり、生活（衣食住）が他の市町村での場合は該当しません。

〈例〉 子どものみが中島村で、保護者が他の市町村の住所の場合は該当しません。

- (2) 保護者及び利用者負担額の算定となる方が、村税等（使用料、手数料、負担金含む）を滞納しないこと。

〈例〉 納付すべき村税等が納期限を超過し、未納の場合は該当しません。

ただし、納入計画書を提出し、計画的に村税等を納入していれば、該当します。

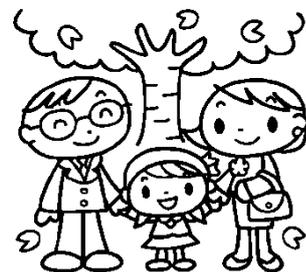
2. 無料化の範囲

無料化事業では、利用者負担額（保育料）・預かり保育料・一時預かり保育・給食費を無料化の対象としています。

3. 毎月の確認について

村税等の未納がなく無料化の対象となった家庭、納入計画書を提出し計画的な納入が確認され無料化の対象となった家庭について、毎月、村の担当各課に未納がないか調査をしております。

調査の結果、新たに村税等の未納が確認された場合は納入計画書の提出をしていただきます。また、すでに計画書を提出いただいた方で計画通りの納入がされていない場合は、各家庭の状況を確認した上で計画書の再提出等対応します。



4. 無料化却下・取消について

本事業は幼稚園等を利用している保護者の負担を軽減するため、多くの村民の方に活用していただきたく取り組んでおります。

しかし、下記の理由に該当しますと無料化の却下・取消となりますのであらかじめご了承ください。

- ① 納入計画書を提出いただけない場合
- ② 納入計画書に基づいた計画的な納入がなされない場合
- ③ 生活の実態がないことが確認された場合
- ④ その他教育委員会で審査し却下・取消された場合

5. 今後の流れ

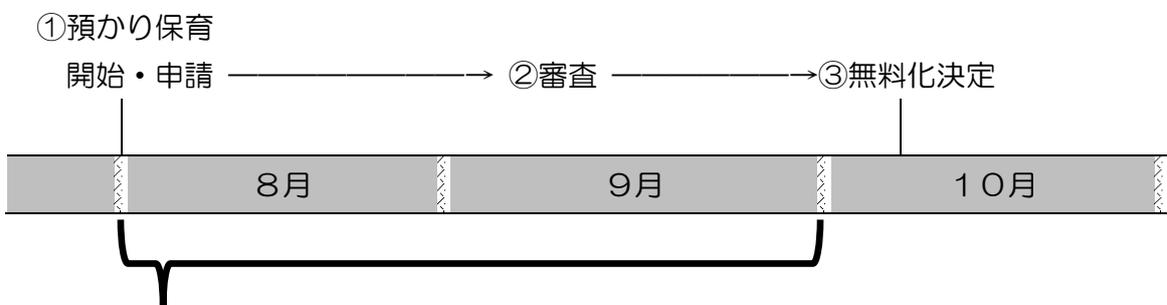
すでに提出いただいた支給認定申請書をもとに、利用者負担額（保育料）を算定します。利用者負担額が決定しましたら納入通知書および利用者額決定通知書をお送りします。

その後、無料化の対象となる方は無料化申請書を提出していただきます。村税等の滞納状況の確認を行い、教育委員会で審査をし、決定します（「別紙 無料化申請の流れ」参照）。

6. その他

4月以降に預かり保育等をはじめの場合は、該当項目の無料化申請書の提出が必要となり、その場合も教育委員会で審査し決定となります。決定までの期間は仮に無料とします。なお、審査の結果、該当とならなかった場合は開始した月までさかのぼっての請求となりますのでご了承ください。

〈例〉 8月から預かり保育を希望した場合



- 10月に決定される場合、8～9月分の保育料は仮に無料とし、請求はしません。
- 無料化の却下・取消となった場合は、8月～9月分を10月に請求することとなります。

別紙 無料化申請の流れ

